

米子市下水道使用料等審議会会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、米子市下水道使用料等審議会（以下「審議会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴者の範囲)

第2条 傍聴者の範囲は、特に定めない。

(傍聴者の定員)

第3条 傍聴者の定員は会議場の広さによって、会長又はその委任を受けた者（以下「会長等」という。）が定めるものとし、定員を超えたときは、先着順により傍聴者を決定する。

(傍聴希望の届出)

第4条 傍聴を希望する者は、会長等があらかじめ定める方法により、自己の住所及び氏名を明らかにして傍聴を希望する旨を会長等に届け出るものとする。

(報道関係者の取扱い)

第5条 報道関係者については、会長等が認める範囲内において、前2条に規定する手続を経ることなしに、会議を傍聴することができる。この場合において、当該報道関係者は、次条第1号ただし書の許可を受けているものとみなす。

(傍聴者の遵守事項)

第6条 傍聴者（報道関係者を含む。以下同じ。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 写真、ビデオ等の撮影、録音等をしないこと。ただし、会長等の許可を受けた場合は、この限りでない。
- (2) 会議における言動に対して、拍手その他の方により、公然と賛否を表明しないこと。
- (3) 会議の進行を妨げ、又は会議場の秩序を乱す行為をしないこと。
- (4) 会長等の指示に従うこと。

(会議を一部非公開とする場合の措置)

第7条 傍聴者は、会長等により会議を一部非公開とする旨の宣言があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 会長等は、傍聴者又は報道関係者が、この要領に違反したと認められるときは、注意を促し、なお改めないときは、退場を命ずることができる。

2 前項の規定により退場を命ぜられた者は、当日の会議を再び傍聴することができない。

(規定外事項)

第9条 この要領に定めるもののほか、審議会の会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和元年11月15日から施行する。